

ウナギ回復へ県指示

全国的に強い規制が必要だ

県内水面漁場管理委員会は北川、友内川(延岡市)、塩見川(日向市)の一部区域で、ウナギなど川に生息する全ての動植物の捕獲を禁止する指示を出した。またウナギなど水生生物のすみかとして、石を積み上げた「石倉」をそれぞれ3、4基ずつ設置する。不漁が続くウナギの稚魚・シラス

9割近く漁獲量減る

国際自然保護連合(IUCN)

は、絶滅の恐れがある野生生物を評価したレッドリストで、日本ウナギを絶滅危惧種に分類した。3ランクの中で2番目に高い「近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種」だ。

減少した理由として環境の変化などがあるが、絶滅近くまで追い込んだ最大の理由としてIUCNが強調するのは乱獲だ。シラスウナギの漁獲量は、歴史的な低レベルだった昨年に比べ、今年はやや

増えているものの、過去30年間で90%近くも漁獲量が減っている。世界のウナギの70〜80%を消費しているといわれる日本が、ウナギの保全にも最も大きな責任を持つていることを自覚し、強力な漁獲規制を実施するなどウナギ資源保全の取り組みを強化する必要がある。水産庁は関係者に漁期の短縮を呼び掛けているが、強制力もなく、業界の自主的な取り組みに

せの対策には限界がある。中国や韓国とも資源管理に向けた協議を進めているが、実効性は薄い。鹿兒島、兵庫県に次いで3例目となる本県の捕獲禁止措置は、シラスウナギ漁獲量、養殖ウナギ生産量ともに全国上位にある県として責任の一端を担った対応といえる。違反者には知事命令が出され、従わない場合は懲役か罰金がかかる。約3年間の指示だが、期間の延長や対象区域の追加も検討するという。また県は、全国に先駆けて12年12月、ウナギの産卵期に当たる10〜12月の捕獲を15年

種とされてからシラスウナギの漁獲規制を強化し、輸出を原則禁止する厳しい措置を取った。その結果、一部で資源回復の兆しも見られるという。

消費者の姿勢も大事

過剰な漁獲を抑制するには、強制力のある漁獲規制を日本全体に広げる必要がある。欧州ではヨーロッパウナギが絶滅危惧種に指定され、ワシントン条約の規制対象

量消費に耐えられるような生物ではない。ウナギ食を今すぐやめる必要はないにしても、個々の消費者が「絶滅危惧種を食べている」との認識を持ち、「安いウナギをたくさん食べたい」との姿勢を改めることも重要だ。

